

秋田県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成29年12月26日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	稲庭関口線	湯沢市三梨町字京政345番2地先から字宮田2番1地先まで
県道	稲庭関口線	湯沢市三梨町字宮田屋布前436番1地先から393番1地先まで

2 供用開始の期日 平成29年12月27日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成29年12月26日（火）から平成30年1月9日（火）まで（秋田県の休日をも定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）